

介護施設・事業所の法改正に対応

新法律 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第三十条の二

業務継続計画

Business Continuity Plan

感染症や非常災害の発生時における介護提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなりません。業務継続計画は定期的に見直しを行う必要があります。

※ 2024年3月末まで努力義務

新法律 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第三十一条

衛生管理

Infection Control Management

感染症が蔓延しないように、感染対策の知識を有する者を含む委員会を設置し、定期的に開催し、感染症流行期には随時開催する必要があります。

※ 2024年3月末まで努力義務

業務継続計画

業務継続計画(BCP)の策定を経験豊富なコンサルタントが支援します。

アンケートに回答して頂き策定、貴所の内製化に伴走や監修など、ご要望どおりサポートします。

研修・訓練

介護施設や病院に特化した図上演習、実地訓練、講義などの独自ノウハウとコンテンツがあります。
災害や感染に強い講師陣営は、医療福祉の実務経験者でもあります。

感染対策委員会

感染管理・感染制御の専門人材を貴所の委員会に招聘できます。

現役の病院職員、かつ介護施設での感染対策も多数実績がある人材です。



発売元

N E S 株式会社 (エヌイーエス)

所在地 兵庫県伊丹市野間5-10-13

URL <https://24med365.net>

メール info@24med365.net

登録電気工事業者
兵庫県 第300333号

